

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3001	福祉システム 自立支援給付 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、福祉情報システムの自立支援給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神戸市長

## 公表日

令和5年2月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付事務(精神通院医療)
②事務の概要	1 事務全体の概要 ① 区役所で申請を受理し、申請書類を精神保健福祉センターに送付する。 ② 精神保健福祉センターでは申請内容の登録、審査を行い、受給者証を作成し、申請者に送付する。 2 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務 ○本人確認事務 (1)受給者の個人番号確認と身元(実存)確認 ・自立支援給付の申請を受け付ける際に、個人番号を記入してもらうことで、個人番号確認や身元(実存)確認の事務を行う。 (2)受給者が18歳未満の場合、保護者の個人番号確認と身元(実存)確認 ・自立支援給付の申請を受け付ける際に、保護者の個人番号を記入してもらうことで、個人番号確認や身元(実存)確認の事務を行う。
③システムの名称	福祉情報システム、共通基盤システム、統合宛名システム、中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)自立支援給付台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の84の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第87、116項) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第108、109、110項) ・神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2 (第17、18項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	神戸市健康局保健所精神保健福祉センター
②所属長の役職名	精神保健福祉センター担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸市市長室市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(神戸市役所1号館18階) 電話番号:078-333-3330
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	部署名:神戸市健康局保健所精神保健福祉センター 住所:神戸市中央区橘通3丁目4番1号 神戸市立総合福祉センター3階 電話番号:078-371-1900

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ O ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5. ①部署名	神戸市保健福祉局障害福祉部こころの健康センター	神戸市保健福祉局保健所精神保健福祉センター	事前	
平成29年4月1日	I 8・連絡先 部署名	神戸市保健福祉局障害福祉部こころの健康センター	部署名: 神戸市保健福祉局保健所精神保健福祉センター	事前	
平成29年4月1日	I 8・連絡先 住所	住所: 神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号神戸ハーバーランドセンタービル9階	住所: 神戸市中央区橋通3丁目4番1号 神戸市立総合福祉センター3階	事前	
平成30年4月1日	1. ②事業概要	<p>1 事務全体の概要</p> <p>① 区役所で申請を受理し、申請書類をこころの健康センターに送付する。</p> <p>② こころの健康センターでは申請内容の登録、審査を行い、受給者証を作成し、申請者に送付する。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務</p> <p>○本人確認事務</p> <p>(1)受給者の個人番号確認と身元(実存)確認・自立支援給付の申請を受け付ける際に、個人番号を記入してもらうことで、個人番号確認や身元(実存)確認の事務を行う。</p> <p>(2)受給者が18歳未満の場合、保護者の個人番号確認と身元(実存)確認</p> <p>・自立支援給付の申請を受け付ける際に、保護者の個人番号を記入してもらうことで、個人番号確認や身元(実存)確認の事務を行う。</p>	<p>1 事務全体の概要</p> <p>① 区役所で申請を受理し、申請書類を精神保健福祉センターに送付する。</p> <p>② 精神保健福祉センターでは申請内容の登録、審査を行い、受給者証を作成し、申請者に送付する。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務</p> <p>○本人確認事務</p> <p>(1)受給者の個人番号確認と身元(実存)確認・自立支援給付の申請を受け付ける際に、個人番号を記入してもらうことで、個人番号確認や身元(実存)確認の事務を行う。</p> <p>(2)受給者が18歳未満の場合、保護者の個人番号確認と身元(実存)確認</p> <p>・自立支援給付の申請を受け付ける際に、保護者の個人番号を記入してもらうことで、個人番号確認や身元(実存)確認の事務を行う。</p>	事前	
平成30年4月12日	公表日	平成27年7月31日	平成30年4月1日	事前	
令和1年6月14日	I 5. ②所属長の役職名	藤本 肇	精神保健福祉センター 担当課長	事後	
令和1年6月14日	II 1. いつの時点か	平成27年1月21日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月14日	II 2. いつの時点か	平成27年1月21日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月14日	IV 1.		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月14日	IV 2.		十分である	事後	
令和1年6月14日	IV 3.		十分である	事後	
令和1年6月14日	IV 4.		委託しない	事後	
令和1年6月14日	IV 5.		提供・移転しない	事後	
令和1年6月14日	IV 6.		接続しない(入手)	事後	
令和1年6月14日	IV 6. 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月14日	IV 7.		十分である	事後	
令和1年6月14日	IV 8.		○自己点検・○内部監査・○外部監査	事後	
令和1年6月14日	IV 9.		十分に行っている	事後	
令和1年6月14日	公表日	平成30年4月1日	令和1年6月14日	事後	
令和4年9月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第87、116項) (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第108、109、110項)	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第87、116項) (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第108、109、110項) ・神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2 (第17、18項)	事後	
令和4年9月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	神戸市保健福祉局保健所精神保健福祉センター	神戸市健康局保健所精神保健福祉センター	事後	
令和4年9月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	神戸市市民参画推進局 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎2号館2階) 電話番号:078-322-5175	神戸市市長室市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(神戸市役所1号館18階) 電話番号:078-333-3330	事後	
令和4年9月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	部署名: 神戸市保健福祉局保健所精神保健福祉センター	部署名: 神戸市健康局保健所精神保健福祉センター	事後	
令和4年9月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和4年8月1日 時点	事後	
令和4年9月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和4年8月1日 時点	事後	
令和4年9月12日	IV 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 4. 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	委託しない	委託する/十分である	事後	
令和4年9月12日	公表日	令和2年12月4日	令和4年9月12日	事後	
令和5年2月9日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	提供・移転しない	提供・移転する/十分である	事前	